

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、機械修理作業に従事していた。
- 2 請求人によると、腰部に負担がかかる作業に従事していたため、平成○年○月頃、腰痛を発症したとして、同年○月○日、C整形外科に受診し「変形性腰椎症、腰椎椎間板ヘルニア」と診断され、療養を継続していたが、平成○年○月○日に機械下に入り、無理な姿勢で仕事をしていて腰に負担がかかり、腰を痛めたとして、同月○日、D整形外科に受診し「腰椎椎間板損傷」と診断された。
- 3 請求人は、業務上の事由により腰痛を発症したものであるとして、監督署長に対し、療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した腰痛は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した腰痛が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日以降のD整形外科における、傷病名「腰椎椎間板損傷」に係る療養補償給付の請求をしており、その発症原因として「ロールの下に入り、無理な姿勢で仕事をしていて、腰に負担がかかり痛めました」としている。この点、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の「腰椎椎間板損傷」との傷病名の診断理由について、「椎間板ヘルニアの病状であるため。」と述べ、「本人の訴えの様な状況にて負傷したとしても『矛盾がある』とは言えない。」としているが、X線、MRI等の検査は実施していないこと、また、請求人は平成〇年〇月にD整形外科において「腰椎椎間板ヘルニア」と診断され加療していた既往歴があることからすると、E医師は、請求人の主訴及び既往歴から、「腰椎椎間板損傷」の可能性を示唆しているものと解される。しかし、請求人は、「様式5号請求書に負傷年月日を平成〇年〇月〇日と記載されていますが、この日に何か腰の痛みがひどくなった出来事があったのではなく」と述べ、災害性の出来事の発生は否定しており、また、請求人と同じように腰を痛めた同僚が労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の給付を受けたことを聞き、以前から生じていた腰痛について労災保険の請求を行ったもので、平成〇年〇月〇日は会社の担当者に相談した日であると思う旨述べていることからすると、請求人は以前から生じていた腰痛について、今般、同月〇日以降の療養補償給付を請求したものと判断される。

そこで、請求人の腰痛の経過についてしてみると、請求人は、D整形外科において、平成〇年に椎間板ヘルニアと診断され〇か月間以上治療を受けた旨述

べ、D整形外科において平成〇年〇月〇日に「腰椎椎間板ヘルニア」と診断されていることが認められる。さらに、請求人は、「平成〇年〇月に腰が痛くなったため、C整形外科に〇月〇日に受診しました。これ以前には、病院に行かなければならないような痛みなどはありませんでした。」と述べ、C整形外科において平成〇年〇月〇日に「変形性腰椎症、腰椎椎間板ヘルニア」と診断され、その後断続的に治療を継続していることが認められる。

以上、請求人の申述及び療養の経過等を踏まえると、本件請求に係る療養の対象である請求人の腰痛は、平成〇年〇月〇日には、発症していたものとするのが妥当であると判断する。

(2) ところで、腰痛に係る業務上外の判断に当たっては、旧労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところ、請求人は、平成〇年〇月〇日の腰痛の発症前のことについて、腰痛の原因となるような災害性の出来事は主張しておらず、「体を捻りながら修理作業を行っていました。このとき、腰を捻った状態で、（中略）腰に負担がかかったものだと思います。」と述べていることから、請求人の腰痛は、災害性の原因によらない腰痛と判断し、以下検討する。

(3) 請求人は、平成〇年〇月〇日、会社に入社後、機械修理作業に従事し、平成〇年〇月〇日に腰痛を発症しているものであり、請求人が主張する腰部に負担のかかる作業に従事していた期間は、約〇か月間であり、認定基準における相当長期間（おおむね10年以上をいう。）にわたって継続して従事していたものには該当しない。

また、請求人は、機械修理作業のうち腰への負担がかかる作業であるボイラーの下での作業は、毎日ではなく、その頻度は月に残業時間の〇割程度である旨を述べているところであり、当該作業が請求人の主張するように腰部に負担がかかる作業であったとしても、非定常的な作業であり、毎日数時間程度行うものでもなく、腰部に過度に負担がかかる業務に、認定基準における比較的短期間従事していたものとも認めることはできない。

したがって、請求人は、腰痛発症前に腰部に過度の負担がかかる業務に従事していたものと認めることはできないことから、請求人に発症した腰痛は業務

上の事由によるものと認められない。

- (4) なお、請求人は認定基準に対する不満を述べているが、認定基準は医学的知見に基づき策定されているものであって、当審査会としてもその取扱いは妥当なものとする。

3 結 論

以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のおり裁決する。